

いじめ防止基本方針

九重町立ここのえ緑陽中学校

目 次

1	学校いじめ防止基本方針策定にあたって	2
2	「いじめ」とは	2
	(1) いじめの定義	2
	(2) いじめの集団構造と態様	2
3	いじめ防止の基本的な方針と具体的な取組	3
	(1) いじめ問題に対する学校・教職員の構え	3
	(2) 指導体制および組織体制	4
	(3) いじめ防止に向けた具体的取組	4
	(4) 年間指導計画	5
4	重大事態への対応	6
	資料	7 ~ 9

いじめ防止基本方針

九重町立ここのえ緑陽中学校

1 学校いじめ防止基本方針策定にあたって

いじめ問題は、深刻な社会問題であり、自らの命を絶ったり学校に行けなくなったりする生徒が多くいる。また、平成30年度の「いじめ認知件数」は54万件を超えており、いつ、どこで発生してもおかしくない状態である。平成25年6月に制定した、「いじめ防止対策推進法」では、国及び地方教育団体の責務を明らかにし、学校に「いじめ防止基本方針」の策定を義務づけ、いじめ防止及び解決に向けた取組の徹底を求められている。

本校においても、毎年いじめのアンケート調査を行い、教職員・保護者・地域及び関係機関と連携しながら、いじめの未然防止・早期発見・解決に向けて取り組んでいる。昨年度のアンケートでは、計9件の「いじめを受けた」との回答があり、決して他人事としてとらえていていい状況ではない。（年間3回生徒対象に調査実施）

また、最近はスマートフォンや携帯音楽機器等を使ったSNS（ソーシャルネットワークシステム）を利用したいじめやトラブルも発生しており、一層発見・解決が難しい状態も生じている。

学校としては、これまで以上に組織的な対応に取り組み、未然防止・早期発見・早期解決を目指していく。

2 「いじめ」とは

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条より」（※児童等：児童生徒を指す）

（2）いじめの集団構造と態様

いじめの構造（いじめの4層構造）は、次のような構造である。（森田洋司 1986年）

- いじめる生徒
- 観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）
- 傍観者（見て見ない振りをする）
- いじめられる生徒

また、具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

教職員は、常にこのいじめの集団構造を理解し、学校やクラスの状態を注意深く観察・把握しながら、現象として現れる態様を見落とさぬよう対応していくことが重要である。また「いじめ解消」の判断は、被害者が心身等への苦痛を感じていない状態が3か月継続していることが目安となっている。

3 いじめ防止の基本的な方針と具体的な取組

本校のいじめ防止に向けた基本的な方針は下記の通りである。

- ① すべての生徒が安心して学校生活を送れるように、学校内外を問わず、いじめの認知・発生^{ゼロ}をめざす。
- ② すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置することができないように、いじめ防止の取組を行う。
- ③ いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識して、保護者・教育委員会・地域住民・その他の関係者と連携して取り組む。

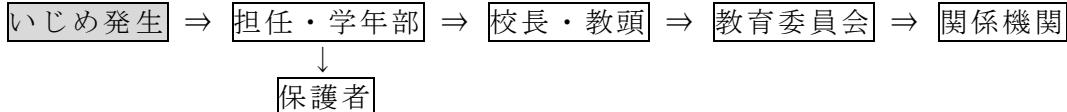
(1) いじめ問題に対する学校・教職員の構え

- ① 教職員は、「いじめはどのような社会にあってもけっして許されない。いじめる側が悪い。」という明快な一事を、毅然とした態度で生徒に指導する。また、いじめを助長したり、傍観したりする行為も許されないことを指導する。
- ② 教職員は、子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。
- ③ 教職員は、生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、いじめを見つけるための積極的な取組を行う。また、いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努める。
- ④ 教職員は、いじめられる生徒や、いじめを告げたことによっていじめられる恐れがあると考えている生徒を徹底して守り通すことを、言葉と態度で伝える。特に、悩み苦しんでいる生徒に対しては、必ず、誰かに相談することを、折に触れて伝える。
- ⑤ 教職員は、生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに情報交換や観察などを行い、適切かつ迅速な対応を図る。そのために、連絡や対応などは組織的に取り組む。
- ⑥ 教職員は、普段から家庭との連絡を密に行い、気になることや問題が発生した時には、保護者との連絡・面談などを行い、早期解決に努める。
- ⑦ 学校は、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる生徒を守るために、いじめる生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求めたりして、厳しい対応策をとる。また、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う生徒については、警察との連携を積極的に図る。

(2) 指導体制および組織体制

【実効性ある指導体制】

① 連絡体制の確立（現状と課題の共有）



② 教職員の組織体制を確立し、全教職員で指導に取り組む（指導方針の徹底）

「校内いじめ対策委員会」を開き、具体的な指導方針について協議する。

③ リーダーによる指導体制の確立（行動内容の具現化）

校長、教頭、生徒指導主事等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任等へ対応を指示する。学級担任等は、対応状況等を逐次報告する。

④ フォローバック体制の確立（役割分担の明確化）

いじめ問題への対応について、学級担任が一人で対応することのないよう、学年部・生徒指導主事が支援を行う。

【実効性のある組織体制】

① いじめ対策委員会のメンバー

《校内》

管理職・生徒指導主事・学年部主任・養護教諭等

《外部》

スクールカウンセラー、九重町教育相談員、警察（駐在）・スクールサポーター、学校医、スクールガードリーダー、PTA代表、心理士等（1～2）

② 委員会の検討内容

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ・学校いじめ防止基本方針の作成、見直し | ・年間指導計画の作成 |
| ・校内研修会の企画、立案 | ・調査結果、報告等の情報の整理、分析 |
| ・いじめ事案の事実確認、判断 | ・配慮を必要とする生徒への支援 |

(3) いじめ防止に向けた具体的取組

いじめ防止・早期発見のために次の事項に取り組む。

① 学習指導の充実

- | | |
|--------------|----------------|
| ・学びに向かう集団づくり | ・意欲的に取り組む授業づくり |
|--------------|----------------|

② 特別活動、道徳教育の充実

- | | |
|----------------------|--------------|
| ・学級会活動の充実（学級力向上等） | ・ボランティア活動の充実 |
| ・生徒会活動の充実（JASMIN運動等） | |

③ 人権教育の充実

- | | |
|----------|-------|
| ・道徳教育の充実 | ・人権集会 |
|----------|-------|

④ 情報モラル教育の充実

- | | |
|---------------|--------------|
| ・SNS安全講習会等の実施 | ・ネットモラル学習の実施 |
|---------------|--------------|

⑤ 教育相談の充実

- | | |
|------------|----------------|
| ・個人面談の定期開催 | ・スクールカウンセラーの活用 |
|------------|----------------|

⑥ 保護者・地域との連携

- | | |
|------------------|----------|
| ・学校いじめ防止基本方針等の周知 | ・学校公開の実施 |
| ・保護者アンケートの実施 | |

⑦ 日常的な観察・相談

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・生活ノート、相談活動 | ・給食、昼休み、部活動などの観察 |
| ・運営委員会、職員会議での情報交換 | |

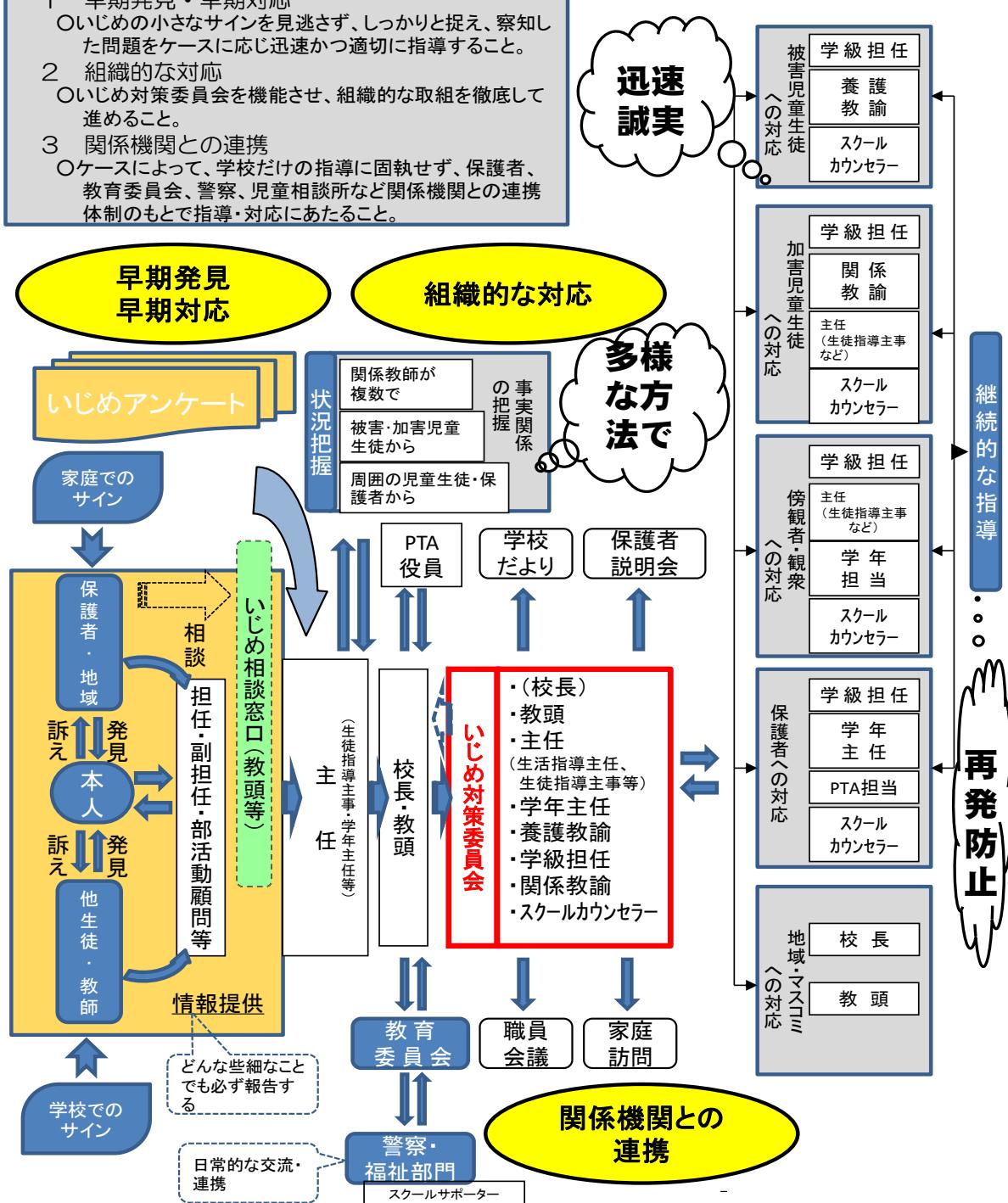
(4) 年間指導計画

	年間指導計画	教職員研修等
4月	学級づくり	学級集団づくり・生徒の情報交換
5月	緑萌祭を通しての仲間づくり 平和学習① 保護者への啓発 人権集会（学級人権宣言作成）	
6月	いじめアンケート実施（1） 人権集会	いじめアンケートの分析・対応 事例研修
7月	教育相談（1）	1学期取組の振り返り
8月	平和学習②	教育相談後の情報共有 いじめ対応研修
9月	避難所開設訓練を通して「自助・公助共助」について学ぶ	
10月	修学旅行（2年） 職場体験（3年）	
11月	陽麗祭を通しての仲間づくり いじめアンケート実施（2）	県・町主催研修会への参加 いじめアンケートの分析・対応
12月	教育相談（2） 人権学習 体罰に係る職員研修 平和学習③	町人権公開授業 2学期の取組の振り返り 3学期に向けての準備
1月		教育相談後の情報共有 いじめ対応研修
2月	平和学習④ 人権集会（ピンクシャツデー） いじめアンケート実施（3） 教育相談	いじめアンケートの分析・対応
3月	卒業式 修了式	教育相談後の情報共有 いじめ対応研修 研修会（1年の振り返り）

【参考】いじめ防止対応組織（「いじめ問題対応マニュアル」から）

いじめ対策の基本

- 1 早期発見・早期対応
 - いじめの小さなサインを見逃さず、しっかりと捉え、察知した問題をケースに応じ迅速かつ適切に指導すること。
- 2 組織的な対応
 - いじめ対策委員会を機能させ、組織的な取組を徹底して進めること。
- 3 関係機関との連携
 - ケースによって、学校だけの指導に固執せず、保護者、教育委員会、警察、児童相談所など関係機関との連携体制のもとで指導・対応にあたること。



【資料 1】

1. いじめへの対応

① いじめられている生徒への対応

ア 早期対応と事実関係の究明

- ・いじめを受けている生徒等の心理的圧迫感をしっかり受け止める。
- ・当事者だけでなく、周囲の友だちから事情を聞く。
- ・事情を聞く場合は、個別対応しに客観的な事実と主観的な思い（いじめられる児童生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあること）を整理しておく。

イ いじめを受けた生徒へのケアと弾力的な対応

- ・児童（生徒）に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図る。

ウ いじめを継続させないための弾力的な対応

- ・いじめられる生徒には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、生徒の立場に立って、緊急避難としての欠席を弾力的に認める。その際は、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫するなど十分な措置を講ずる。
- ・いじめられる生徒又はいじめる生徒のグループ替えや座席替え、さらに学級替えを行うこともある。また、必要に応じて生徒の立場に立った弾力的な学級編制替えも行う。

② いじめている生徒への対応

- ・いじめは決して許されない行為であるといった毅然とした態度で指導にあたる。
- ・いじめられた側の心の痛みを理解させると同時に自分の行為が重大な結果に繋がったということを認識させる。
- ・保護者にいじめの事実や経緯を十分に説明し、いじめに至った背景なども探りながら二度とくり返さないように、継続的に指導していく。また、カウンセリング等が必要な場合は、関係機関と連携し対応する。

③ 友人、知人（観衆、傍観者）への対応

- ・いじめがあるという相談が寄せられた場合、その生徒たちの勇気を認め、教員と連携をとる方向で動く。
- ・いじめが続いている時は、周囲の生徒の受けける精神的なストレスに留意する。
- ・傍観者もいじめへ荷担しているという認識で、学級指導や教科指導、道徳、その他学校生活のあらゆる場面を通じて、事後指導をしていく。

④ 保護者及び関係機関との連携

《家庭との連携》

- ・保護者等からの訴えや相談を受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組む。
- ・いじめへの対応の理解や協力をもとめる。

《地域社会との連携》

- ・いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。
- ・いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける。
- ・PTAと学校との実質的な連絡協議の場を確保する。
- ・実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保する。

《関係機関との連携》

◇警察との連携◇

- ・暴力行為、金銭の強要など犯罪に関わる場合は、警察とも連携して対応にあたる。

◇教育委員会との連携◇

- ・いじめを発見した場合は、教育委員会に報告をする。
- ・特に重大（生命の危機や犯罪にかかわるもの等）な事案の場合は、直ちに報告をし、対応については十分に協議する。

◇その他関係機関との協力◇

- ・医療機関、児童相談所、人権擁護委員会などと協力が必要な場合は、教育委員会に報告し、教育委員会にコーディネーター的な役割を依頼し連携をしていく。

2 ネット空間におけるいじめ等への対応

(1) 生徒への対応

① 被害児童生徒への対応

- ・きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す。

② 加害生徒への対応

- ・加害者自身がいじめに遭っていた場合もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べ、十分な配慮のもとで粘り強い指導を行う。

③ 全校の生徒への対応

- ・個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。

(2) 保護者への対応

- ・迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

(3) 書き込みのサイトへの削除依頼

- ・サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べ、削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に依頼する。